

秋田県観光DMP Q&A

Q1 秋田県観光DMPとは何ですか？

A1 観光に関する様々なデータを集約したデータベースです。取り扱うデータは、大きく「県内観光データ」と「広域観光データ」に分類されます。「県内観光データ」については、参加宿泊施設から提供される宿泊者データや、県が実施する観光関連調査のデータのほか、県やDMOが運営する観光ウェブサイト等の閲覧者データを格納しています。「広域観光データ」については、携帯電話等の位置情報データを基にした旅行者動態データやクレジット決済データなどを基にした消費購買データなどを格納し、これらのデータを用いて分析をすることができます。

Q2 秋田県観光DMPにログインすると何ができますか？

A2 秋田県観光DMPは県内観光データを分析するための「旅行者データ分析システム」及び「宿泊データ分析システム」と、広域観光データを分析するための「広域観光データ分析システム（東北観光DMP）」で構成されています。各システムにログインすることにより、各種データが簡単にグラフ等で表示され、地域間の比較や時系列での比較も可能です。各システムについては、下表のとおりです。

		秋田県観光DMP		
システム名称		旅行者データ分析システム	宿泊データ分析システム	広域観光データ分析システム (東北観光DMP)
システムの 利用者 ↓	格納データ	①宿泊者データ (エリア集計データ) ②観光関連調査データ ③WEB・SNS閲覧者データ	①宿泊者データ ・個別宿泊施設データ ・エリア集計データ	①旅行者動態データ ②消費購買データ など
	県・DMO	○	○ ※エリア集計データに限る。	○ ※別途、東北観光DMPの 利用申請が必要となる。
	宿泊事業者	×	○ ※個別宿泊施設データは自施設 分に限る。	×

Q3 東北観光DMPとは何が違うのですか？

A3 アクセスできるデータの種類や内容が違います。

東北観光DMPでは、携帯電話の位置情報データやクレジットカード決済データなど、東北6県+新潟県の広域における旅行者の動態を把握するためのデータにアクセスすることができます。一方、秋田県観光DMPでは、東北観光DMPのデータ（広域観光データ）に加えて、宿泊者データや、県が実施する観光関連調査のデータなど県内観光データにアクセスすることができます。

Q 4 秋田県観光DMPと東北観光DMPをどう使い分ければよいのですか？

A 4 秋田県観光DMPの県内観光データは旅行者の県内における実際の動態を把握するデータとして、広域観光データ（東北観光DMP）は東北広域における動態（推計値）を把握するデータとして、相互補完的に活用することが効果的であると考えています。

Q 5 秋田県観光DMP事業に参加すれば、すべてのデータが利用できるのですか？

A 5 A 2の表のとおり、DMOは宿泊者データ分析システムのうち個別宿泊施設データは利用できません。また、広域観光データ分析を行うためには、別途、東北観光DMPの利用申請が必要となります。

Q 6 秋田県観光DMPの利用料金はいくらですか？

A 6 当面の間、無料です。

Q 7 秋田県観光DMP事業への参加には、何か条件があるのですか？

A 7 参加いただいたDMOの皆様には、自地域における宿泊事業者への働きかけ、参加等の取りまとめ、運用に関する調整をしていただくことになります。

【運用に関する調整業務】

- ①参加宿泊事業者への月次データ更新の催促
- ②参加宿泊事業者へのシステム操作に関する問合せ窓口対応
- ③対象区域内における特定区域の設定
- ④県からのDMP事業に係る連絡の取次ぎ

Q 8 宿泊事業者から、参加申込書を受理した場合、どうすればよいですか？

A 8 参加等の取りまとめの一つとして、必要事項が記載されているのか確認の上、県にメールによりお送りください。また、その際に、「宿泊者データの提供方法」についても宿泊事業者に確認いただくようお願いします。なお、原本は送付不要です。

Q 9 参加申込み後、宿泊施設へのアカウント発行に向けた調整は誰が行いますか？

A 9 県からの委託事業者が、直接、宿泊施設に連絡を取り、調整業務を行います。各DMOへは進捗等を共有する予定です。アカウント発行時期については、Q 1 2を参照ください。

Q 1 0 秋田県観光DMPデータの使用に制限はありますか？

A 1 0 ダウンロードデータの配布や提示については、原則として自社・自組織内に限ります。

また、データを加工して作成した資料（成果物）の配布や提示については、「出典：秋田県観光DMP」と記載くださるようお願いします。

Q 1 1 今後のスケジュールを教えてください。

A 1 1 当面は、下記のとおり予定しています。なお、宿泊施設の募集は随時行います。

	DMP 運用関係	宿泊施設対応関係
令和 6 年 3 月 7 日	アカウント受領 (※)	
3 月 1 1 日	ポータル運用開始	操作問い合わせ窓口業務の開始
	操作研修会への参加	
6 月 末日	アカウント受領	
	操作研修会への参加	

※ 対象区域内の参加宿泊施設数が 5 施設以上になり次第、アカウントを県から発行するため、このタイミングでは、かづのDMO、秋田犬DMO、男鹿DMO、田沢湖・角館DMOのみが対象。次回以降のアカウント発行時期はQ 1 2を参照。

Q 1 2 DMO・宿泊施設に対するアカウント発行は、どのようなスケジュールで行われるか教えてください。

A 1 2 DMO、宿泊施設ともに対象区域内の参加宿泊施設数が 5 施設以上になり次第、アカウントを県から発行します。システムの変更や宿泊施設との調整業務に 2 か月程度を要するため、年 3 回（6 月、1 0 月、1 2 月）の発行を予定しています。なお、下記のとおり参加申込期限を設けます。

- ① 6 月末発行：申込期限 4 月末
- ② 1 0 月末発行：申込期限 8 月末
- ③ 翌 2 月末発行：申込期限 1 2 月末

また、宿泊施設の参加が既に 5 施設以上あるエリアにおいて、新たに宿泊施設から参加申込みがあった場合についても上記と同様になります。